

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成30年6月19日（火）午前9時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	愛甲 信雄 君
議員	鈴木 てるみ 君	議員	有村 隆志 君
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務課長	橋口 洋平 君
総務課主幹	立野 博 君	総務課主幹	石神 幸裕 君
総務課文書法制グループ主査	横山 雅春 君	総務課文書法制グループ主任主事	白濱 健司 君
総務課人事研修グループ主任主事	安田 一騎 君		
消防局長	久保 隆義 君	総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	喜聞 浩志 君	警防課長補佐	岩下 力 君
総務課長補佐	神水流 崇 君	総務課主幹	堂平 幸司 君
警防課主幹	蔵元 裕治 君	警防課消防団係	宮田 弘幸 君
保健福祉部長	山口 昌樹 君	保健福祉政策課長	茶圓 一智 君
子育て支援課長	砂田 良一 君	生活福祉課長	堀之内 幸一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君		
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 徳留 要一 君
- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。
議案第64号 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第65号 財産の取得について
議案第66号 財産の取得について
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。
「開 会 午前 9時00分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、総務環境常任会を開会いたします。本日は、去る6月12日の本会議で当委員会に付託されました議案3件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入ります。

△ 議案第65号 財産の取得について

△ 議案第66号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第65号及び議案第66号、財産の取得について、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（久保隆義君）

議案第65号は消防ポンプ自動車の更新について、議案第66号は消防団員用活動服の更新について、それぞれ財産の取得に関する議案でございます。警防課長が内容等について、御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○警防課長（喜間浩志君）

議案第65号及び議案第66号、財産の取得について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第65号につきましては、霧島市消防団隼人方面隊日当山第二分団松永部及び牧園方面隊中央分団中央部の消防ポンプ自動車を2台更新するため地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、指名競争入札により、消防ポンプ自動車を2台、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二から3,564万円で取得しようとするものであります。次に、議案第66号につきましては、霧島市消防団員用活動服を更新するため、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、指名競争入札により、霧島市消防団員用活動服1,137着を鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二から2,099万8,116円で取得しようとするものであります。以上で財産の取得についての説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案2件の質疑を一括して行います。質疑の際は、まず、議案番号または件名を先に言ってから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今回、消防団の制服を更新していただけるということで、議案としてあがっているわけですが、作業服屋さんは多くあると思うんですけども、ポンプを販売していらっしゃる森田ポンプが作業服を作っているのか、それとも森田ポンプが買って霧島市消防局に売ったのか、そこがよく分からないのですが、森田ポンプと言えばポンプ類とか自動車とかいうのが、主体だと思うのですが、そこら辺の経緯をお知らせください。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

森田ポンプは作業服を作っているメーカーから代理店として委託して購入しています。今回の選定に当たりましては、活動服の生地を難燃性とした上で、ストレッチ性があるというものと日本防災協会の認定を受けたものと指定しました。その中でその指定を受ける生地について、赤尾というメーカーとミドリ安全の辰野とイマジオという活動服を作っているメーカーが3社ありますので、そこを取り扱っているところを市の指名入札にしているところについて指名いたしました。

○委員（下深迫孝二君）

前回、作業服を買っていただいて日も浅いのですが、全く機能を果たさないと言いますか、手だけが長かったり、股の下が短かったりとかということで、1,000万円くらい掛けて作っていただいたわけですけど、今回はそういう間違いのないように、やはりきちっとやっていただきたいと思えます。私も今も現職の消防団員ですので、着てみればすぐ分かりますので、一つそこら辺は問題のないようによろしくお願いいたします。

○委員（阿多己清君）

株式会社赤尾のリーフが掲載をされているんですけども、この部分と生地を指定して、日本防災協会の認定と、そういうことで二つあったということでもよろしいんですか。それを今指名競争入

札ですので、6社名前が上がっているんですけども、この6社が対応できると当初判断をされて指名したということでもよろしいのでしょうか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

先ほども申しましたが、取り扱っているメーカーということで、まず生地を指定しました。その仕様書の中にテイジンフロンティアという難燃アクリルを持っているのが赤尾というところであります。森田ポンプが取り扱っている代理店になります。あと帝国繊維株式会社、これも難燃アクリルということで、辰野というメーカーでございます。それについては、ミドリ安全鹿児島と鹿児島消防が取り扱っております。あと東レの難燃アクリル、これについては株式会社ダイワというところがありまして、製品はイマジョーというところが作っているカタログであります。あとの2社につきましては、どこかのものを取り扱っているという認識しかありませんでした。あと入札に当たりましたは、指名の前までに製品の成績表とメーカーからの生地をもって提出しなさいということをお願いしたので、その中の入札したところだけが、その生地を持ってきたということになっております。

○委員（山田龍治君）

第65号議案のほうで、消防ポンプ車2台を今回、2台の自動車を更新されるということで、この更新時期というのは、大体の目安はあるのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

車両につきましては、現在22年という経過年数をもって、車両更新の23年目に更新しております。

○委員（山田龍治君）

走行距離で対応するわけではなくて、年数で対応するというでもよろしいんですね。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

走行距離につきましては、今回の更新で一番走っているところでは、1万4,000km走っております。一番少ないところでは、6,012kmでした。これはやはり各方面隊、いろいろ地域の広さがあったり、例えば、周辺部であれば当然、回る範囲が広いし、国分市内であれば回るところも少ないので、そういった距離に影響が出ているのかなというふうに思っております。

○委員（山田龍治君）

第66号議案のほうで、これは金額が2,099万8,116円と出ていますけれども、1着当たりの金額は幾らぐらい掛かるのかお示しいただけますか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

税込みの1万8,468円です。

○委員（山田龍治君）

私は、消防服のことは詳しく知らないのですが、この約1万8,000円というのは大体、いろいろなメーカーがある中で、大体同じような金額なんではないでしょうか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

この活動服を購入するに当たって、メーカーから見積書をもっております。枚数が例えば、1,000着を超えるのであれば、幾らになるとか、ここら辺りを考慮した上で見積書をもっております。大体、似たような金額です。ただし、そこについては、そのメーカーがその後の採寸とか、いろいろな経費等を考えて、また新たなものを考えた上で、入札していると思っております。

○委員（川窪幸治君）

第65号議案ですが、消防ポンプ車、私もこの間見学をさせていただいたのですが、この年数が経てば、現在の車も性能が少し変わっていたりアップしていたりとか、いろいろするんですけど、今回購入されるこの2台のポンプ車は、今あるポンプ車よりも性能がいいとか、そういうのがあれば教えてください。

○警防課消防団係（宮田弘幸君）

今回のポンプ車につきましては、旧ポンプ車と性能表示は変わらないんですけども、その22年

前からすれば、当然性能は上がっております。

○委員（下深迫孝二君）

議案第65号、ポンプ車を2台購入するということなんですけれども、これは全く同じものなのか、同じものであれば割る2でいいんでしょうけど、1台の金額というのはどうなりますか。例えば、大きさが違うとか、全く同じものであるのか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

この車両につきましては、仕様は全く同じであります。1台当たり1,782万円になります。

○委員（新橋 実君）

議案第65号ですけども、再入札で落ちている訳ですけども、落札率は幾らになりますか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

落札率は99.2%でありました。

○委員（新橋 実君）

設計金額は幾らですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

執行何額につきましては、2台合計で3,590万円であります。

○委員（新橋 実君）

議案第66号についても落札率はあるんですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

87.4%です。

○委員（新橋 実君）

設計金額は幾らですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

2,406万9,000円でございます。

○委員（新橋 実君）

議案第66号ですけど、6社の入札を予定されて、実際2社しか入札をされなかったわけですけど、辞退された理由というのはどういうふうなものですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

先ほど説明した中にもありましたが、仕様書の中に生地素材などを謳っております。その中で、先ほど素材と、その素材メーカーの試験結果を出してくださいということを出しました。実際に成績表を提出したのは3社のみでした。残りは成績表を添付しなかったので辞退したものと分かっております。その製品に生地を出せなかったというふうに思っています。あとの2社、鹿児島消防とミドリ安全につきましては、伸び率という生地の伸びる素材を9%以上というものを仕様書に謳っております。その2社については、その製品結果が5%しかなかったということで、言ったところそれ以上の製品を出せないということで辞退されたものと思っております。

○副委員長（宮内 博君）

消防車両を2台、今回購入をするということですが、こういう特殊車両の予定価格を決めるというのは、消防局自体で決めるということは非常に難しいものではないのかなと、かなり専門的な知見を持って及ばないといけないというようなことがあろうかというふうに思うんですけども、当然、消防服の関係では、見積りを事前にお願いをしたというようなことでありますが、この消防ポンプ車についても、そういう専門的な知見を持ったところから事前に見積もり、あるいはその参考になるようなものというのを得た上で入札に掛けるということになるのかなというふうに思うんですけど、そこのところちょっと説明をしてもらえませんか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

まず、平成30年度当初予算を編成するときに、8月頃に見積書を徴取しております。その内容につきましては、昨年度に購入したある程度の仕様書に基づき作ったときの価格で見積書もらってお

ります。それを財政課に予算要求した上で自分たちのほうでは、その車両見積価格に1.08%の消費税を掛けて、その1割くらいは落ちるであろうという形で予算要求するんですが、その額をまた財政課のほうで査定をした結果で最終的なその予算額というのが決まっております。

○副委員長（宮内 博君）

昨年の8月頃に見積りをしたということで、予算要求をしているということですよ。それで見積りをする業者の関係ですけど、それは今回、消防ポンプ車2台の見積りに6社が指名をされているんですけど、ここは全く違うところで、いわゆる第三者的なところで見積りをして、そしてその指名をするという仕組みになっているんですかね。そうでなければ、その見積りをしたところは、ほとんど原価が分かっている。原価というか、予定価格等が安易に推計できるわけでありまして、そこら辺の仕組みはどういうふうになっているんでしょう。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

車両の見積りについては、1社しか頂いていないのが平成30年度ではあります。昨年購入した車両と同じような性能というのが分かっていたので、そういったものを参考にして、昨年、入れたポンプ車と普通積載車の価格を結びつけました。ほかにあと2社取り扱っているメーカーがあると思うんですけど、そこについては、実績等がなかったので見積り等はいただいております。その前の平成29年度に納入したところの見積りを頂いております。

○副委員長（宮内 博君）

やっぱり、今の話しでは見積りの段階で、1社しか取っていないということですよ。そういうことになると、やっぱり落札業者が独占できる可能性というのは非常に高くなるということがあると思うんですよ。だからそのところをどういうふうにしていくのかと、部長も新しく着任をされていらっしゃるわけでありまして、ぜひその辺のことについては、市民の皆さんにきちんと説明できるような形で対応をする必要があるのかなというふうに思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○消防局長（久保隆義君）

この入札は、指名競争入札でございまして消防ポンプ自動車のCD-I型ということで指定をしているわけですね。それで最低制限価格はないですので、最低制限価格があればこの上でないとだめですけども、下は幾らでもいいわけですので、そういうことで競争性は保たれるということではないかと思えます。

○副委員長（宮内 博君）

そのところを言っているのではなくて、昨年の8月の段階で見積りを取って、それは同じような形式のものを事前に入札をした、そういう経過もあってそういうものを参考にしたということでもありますけれど、特殊車両ですので、なかなかこの消防局のほうで独自に試算とかそういうのは難しいと、専門的な業者でなければ見積りも取れないという環境の元での入札ということになるわけですので見積りを取る段階で、あるいはその入札をする段階できちんと対応をしていくというようなことが必要ではないのかなと思うんですよ。そういうことでの改善の余地はございませんかというふうに言っているんです。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

平成31年度につきましては、その複数のところから見積りを頂いた上で、また、予算要求内容を行いたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

確認ですけど、このポンプ自動車をつくっているメーカーというのは、何社あるんですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

6社と聞いております。そう中で森田ポンプが全国シェアの60%ぐらいという形での内容をお聴きしています。

○委員（新橋 実君）

6社あるのであれば、6社からとりあえず見積りを取るといふようなことはできないのですか。

○警防課主幹（蔵元裕治君）

それについては、可能だと思っておりますので、平成31年度の予算要求をする際には、そのような形にしたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時24分」

「再開 午前 9時27分」

△ 議案第64号 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第64号、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

議案第64号、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定により、弁護士を採用を念頭においた高度な専門的知識経験を有する者等を任期付職員として採用するために条例制定しようとするものであります。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第64号、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、具体的に御説明申し上げます。行政の高度化、多様化などが進む中で、これらの変化に的確に対応した行政を遂行するため多様な任用・勤務形態を活用できるよう、平成14年に特別法である地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定され、この法律を根拠に全国の各自治体の様々な分野において任期を定めた職員の採用が行われてきました。本条例の任期付職員は、同法第3条に基づき、高度の専門的知識等を有する者が特に必要とされる業務に従事させる場合に5年を超えない範囲で一定期間活用することを目的しております。具体的な職種としては、内部育成で簡単に得られない専門的知識・経験を有する弁護士を任期付職員として採用する自治体が多く、県内では、鹿児島市、鹿屋市、南さつま市が採用しています。本市においても、行政需要が複雑・多様化する中で、訴訟をはじめとする行政法以外の法的対応案件が増大してきていることから弁護士を任期付職員として採用することにより職員の法務能力の向上を図ることなど、より一層の住民サービスの向上が図られるよう本条例を制定するものです。議案書は、32ページから34ページを御覧ください。主なものとしては、第2条において任期を定めた採用の要件を、第4条において第2条第1項の規定により任期を定めて採用された特定任期付職員の各号給の給料月額を規定しております。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

弁護士を雇用するという事なんですが、今までに年間で弁護士を入れなければいけないような案件が何件ぐらい発生しているのかお尋ねします。

○総務課主幹（立野 博君）

市の顧問弁護士への最近の相談件数ですけれども、平成29年度が弁護士事務所へ直接相談に行った件数、電話で相談した件数を合せて29件ございます。平成28年度の直接の相談と電話相談の件数を合せて23件です。同様に平成27年度が25件です。これは総務課を通じて、弁護士事務所最初に相談した件数ですので、その後、同じ案件でまた弁護士事務所それぞれの課が直接行ったのは含まれていないところですが、それを含めれば弁護士とのやりとりはこれの2倍とか3倍になってくるのかなと思います。

○委員（下深迫孝二君）

ちなみにこの顧問弁護士、年間の幾ら顧問弁護士料として払っているのかお尋ねします。

○総務課主幹（立野 博君）

顧問弁護士への委託料ですけれども年間123万4,000円程度です。

○委員（下深迫孝二君）

今回、新しく弁護士を採用しようとしているわけですが、弁護士を採用するのに年間幾ら見込んでいるのかお尋ねします。

○総務課主幹（石神幸裕君）

新しく任期付で採用する弁護士の給料の格付ですが、御提案しております条例案の第4条のほうに各号給が規定されております。日本弁護士会によれば自治体弁護士の平均給与額が800万円前後とお聴きしております。各自治体この4号給が一番多く、次いで3号給多い状況であるとお聴きしております。実際の給与格付につきましては、今後採用される方に応じるんですが、日本弁護士会や県内の自治体を参考に採用者の年齢、経験年数等を考慮して決定したいと考えておりますけれども、おおむね800万円前後であると考えております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、職員として採用する以上は、この800万円をお支払いするわけですよね。そうしたときにその弁護士は、ほかの仕事は一切できなくて、市の仕事以外はやらないということで理解していいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

本人の希望で弁護士会の登録がされますけれども、弁護士としての仕事はできないこととなります。

○総務部長（新町 貴君）

ちょっと誤解をされたらいけませんので、あらかじめ申し上げます。今回、弁護士を職員として採用するわけですが、顧問弁護士のほうは、そのまま顧問弁護士としてお願いをして、本市において職員とした場合に庁内の日常的な法律相談は任期付職員の弁護士が行った上で、案件に応じまして顧問弁護士のほうにつなぐことになろうかと思っております。弁護士につなぐ際にも法的な視点から検討を重ねた上で論点を整理し、的確な相談をすることができるようになるかと思っております。また、裁判になった場合も基本的には、顧問弁護士に市長の指定代理人になっていただきまして、顧問弁護士を中心に任期付職員の弁護士が、担当課とのつなぎ役をしていくことになるかと思っております。簡易な裁判の場合には、代理人になることもあろうかと思っております。それから弁護士を職員として採用するメリットということで、職員の地域の実情に応じた政策実現をサポートすると、それと日常の業務の中で、職員のほうが気軽に相談できるようになる。職員研修などを通じまして職員の法務能力の向上のサポートをする。それから外部の顧問弁護士との連携を深めるというようなメリットがあると考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

期限付き弁護士に800万円を支払って、顧問弁護士に123万円程度、年間払うということになるわけですが、この弁護士を雇うのであれば顧問弁護士は極端に言えばいらなくなるのではないですか。それとも弁護士のなり立てですか。そうでないと800万円という金額は大きい金額ですよね。これを払って顧問弁護士は今までのとおり使いますよというのはちょっと理解しづらいですが、例

えば、800万円払った弁護士が、顧問弁護士に相談しなくてはできないということは、新米のなり立てということですかね。まず、そこをお聞かせください。

○総務課長（橋口洋平君）

想定しているその任期付で採用する弁護士につきましては、40歳未満で経験年数もある程度ある方を想定しているところです。先ほど部長も言いましたけれども顧問弁護士としては、やはり今までどおりその行政対象の訴訟があったときに代理人になってもらったり、あるいは、今の弁護士さんが鹿児島市の方なんですけれども、その弁護士さんがベテランの方でありまして、そこは法律的な知識も十分にありまして、訴訟代理人にもなれる方なんですけれども、そこのあくまでも今まで市の職員が直接話しをして、意思疎通ができなかったところを、新しく任期付の弁護士を雇うことによって、そこが効率的になるというところのメリットがありまして、さらに先ほどもありましたように職員の資質向上あるいは政策法務とかそういったところにおいて、市が独自で条例等を作るときに、その任期付の弁護士のほうからアドバイスをもらうといったような活用の仕方というのを考えているところです。

○委員（前島広紀君）

今、下深迫委員からも話がありましたけれども、弁護士と言いましても基本的には、その弁護士資格は持っているわけですから当然、弁護士会に登録しないとその弁護士としての業務はできないというのがあります。まず、お尋ねしたいのは、霧島市が任期付きの弁護士を職員として採用する場合に、基本的な考え方として弁護士に登録を求めるのか、まずその辺りを、弁護士登録しない場合は、弁護士の資格を持っていても先ほど言いましたように、弁護士としての裁判の仕事はできないだろうと思いますけれども、その方は法曹有資格者ということで市の職員として普通になっておられるというふうに聞いておりますけれども霧島市はどのようにお考えなんでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

ほかの雇っている団体の状況とか、やっぱり調べてみますと法曹資格者よりもやはり、弁護士で登録されている方のほうが、やはり説得力がありますとかそういうメリットがあるようでございます。登録料というのが、先ほど言いましたように兼業はできないということで、弁護士の登録はしているけれども市の業務に専念するというような形になると思います。その辺の登録料云々に関しましては、その分まで見越したその報酬の設定の仕方をするのかですね、そういった形を先行事例がございますので、そういったところと参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

その辺りは、相手の採用される方との交渉というか話し合いになるとと思いますけれども、じゃまず、次にお聞きしたいのは、課長口述の中で、訴訟をはじめとする行政法以外の法的対応案件が増大しているというふうにおっしゃいましたけれど、その採用する具体的な内容、職務内容はどういうふうなことを今想定しておられるんでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

現段階で想定している任期付の弁護士の業務につきましては、各課からの法的事案の処理に関する助言指導、それから事務事業の実施に係る法適合性の法令解釈、その事務事業が法律に則っているかどうかというものの確認でありますとか、解釈でございます。それから条例規則等の制定・改廃のときの助言、それから訴訟、それから行政不服審査等も考えられますので、その辺りの助言・指導、それから先ほど部長からもありましたけれども職員の法務能力向上のための研修と、そういった形の業務を考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今課長から発言がありましたように、今回採用しようとされておられます職員としての弁護士の知識がある方の採用におきましては、訴訟を起こさないための仕事をしていただくということになるのではないかなというふうに思います。訴訟が発生すれば、顧問弁護士が裁判所において外部と訴訟行為を行うという話しになっていくのではないかなと思いますので、私はその二つは、やっぱ

り別々の話しだろうと思いますし、そのほかに今課長の話しの中で出てこなかったクレーマー対策に有効であるのではないかと思いますけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

今委員がおっしゃるとおりに行政対象の暴力というのが、暴力と言いますかクレーマーです。例えば、自分の主張をおっしゃって帰ってもらえない方とかですね。そういうことも、いろんな論点というものがいろいろあるんですけれども、なかなか法を逸脱して、例えば、こういうのをすべきだとかというふうなものもありますので、そういった形につきましては、こういった形で法律的にもできませんし、居座ってもらっても困りますよというような助言というのができると思いますので、今の総務課のほうに警察OBの嘱託職員もおりますので、そういった方と連携を取りながらクレーマー対策も充実していけるのではないかなというふうに思っていますとこです。

○委員長（松元 深君）

先ほど前島委員の質疑の中で、弁護士登録料はまた検討するというあいまいな答弁でしたが、この条例とは全然関係ないという判断でよろしいんですか。

○総務課長（橋口洋平君）

条例とは関係ございません。

○委員（阿多己清君）

この方は常勤職員かなと思うんですけれども定数内の職員ですか。それと福利厚生制度がどうなっているのか、共済制度に入っている職員なのか、そこらをちょっと教えてください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

新たな任期付職員の職は、常勤の職であることから定数内でございます。また、極端に言いますと任期が定められている以外は一般職、我々と一緒の待遇になります。

○委員（阿多己清君）

定数内職員ということですが職員手当はどこまでされるのか、適用をしないが5条等にあるようにも思いますが、ここらをちょっと支給する予定の手当の説明をお願いします。

○総務課主幹（石神幸裕君）

任期付き職員の給与につきましては、今回の条例に上げております給料月額に、通勤手当が主な支給になります。ここで対象外になっておりますのは、扶養手当や住居手当等になっております。これが支給されないことにつきましては、平成14年の総務省通知で地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律の運用について、特定任期付職員に支給される手当につきましては、俸給自体のそのものが任期中に従事する業務等にふさわしいものとしていることから勤勉手当など職務の特殊性や期待される業績等と密接に関連すると考える手当については、この俸給水準で一体化して支給するものであると規定されていることによるものです。なお、この2条の特定任期付き職員のほうにつきましては、今言ったようなことでありますけれども2項のほうの一般のほうにつきましては、我々といっしょの給料月額、以下手当になります。

○総務課長（橋口洋平君）

今度想定している弁護士につきましては、給料月額と期末手当と通勤手当を支給することになります。

○委員（阿多己清君）

第5条の2項で期末手当があるんですけれども、職員は勤勉、期末と2本立てで支給がされるんですけれども、この方については100分の165の1本と、6月も12月もそういうことで理解してよろしいですか。

○総務課長（橋口洋平君）

そのとおりでございまして勤勉手当はなく、期末手当が今の率で言いますと年間3.3月分であるということで、これは特別職と同率でございます。

○委員（阿多己清君）

当然、規則で詳しく整備をされると思うんですけども給料月額に12万円からの差があると先ほどの答弁の中で4号給辺りが全国平均的な額を言われましたけれども、当然40歳未満ということでまたこれまでの経験等も踏まえて格付けされるんでしょうけれどもそこらの部分はしっかりと規則等で明記される予定ですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

規則におきましては、特定任期付職員の号給の決定の基準となる標準項目を定める予定でございます。

○副委員長（宮内 博君）

今までの議論の中で、任期以外は職員と同じようなことで務めてもらおうと、当然勤務時間とかそういうこともそうだろうというふうに思いますけど、そのところを再度確認させていただきたい。

○総務課主幹（石神幸裕君）

勤務時間につきましては、一般職でありますので同じでございます。

○副委員長（宮内 博君）

それと第2条の2項の関係の1から4まであるんですけども、これはそれぞれのケースによって専門的な知見を有する職員を採用することができるということになるのかなというふうに思いますが、それぞれ1, 2, 3, 4どういうものが考えられるかというのは、どのような検討がされておりますでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

この本条例の第2条第2項につきましては、今回想定している以外の職が規定されております。主な職種としましては、全国的にはシステムエンジニア等の職種、看護師等、教員等が挙げられているようでございます。今のところ本市としましては、この条項を適用するという予定はございません。

○副委員長（宮内 博君）

システムエンジニア、看護師、教師とおっしゃいましたかね。いわゆる1の部分、2の部分、3の部分、4の部分ですね。どこの部分でその想定をしているかもう少し説明してもらえませんか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

この1号から4号の各号につきましては、1号につきましては、主に育成に相当期間を要するという職員になっておりますので看護師になるかと思えます。2号につきましては、主に急速に進歩する技術となっておりシステムエンジニア等を想定しているかと思えます。3号につきましては、経験を有する者が一定の期間、他の業務にいく場合というような方の代わりを想定しているので、例えば、保健師だとかそういうことが想定されるかと思えます。最後の4号につきましては、公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験という規定がございますけれども、どちらかと言えば先ほど2項と同じく情報系のそういったのを考えていると想定しております。

○副委員長（宮内 博君）

それぞれ想定をされていることについては、御紹介いただきいただいたんですけども、今回は弁護士のみということで今考えているということでもあります。ただ、条例上は今後今紹介があったような技術、知識を持っていらっしゃる方たちも含めて、採用が可能だということにも当然なってくるわけですね。そこを想定してこの条例を整備するというようなことなんですけども、当面はその予定はないというような理解でよろしいですか。

○総務課長（橋口洋平君）

そのとおりでございます。今度はこの条例を制定しまして高度な専門的な知識を持っている弁護士を想定しているということでございます。後につきましてはどうしてもということ以外は、一般の普通、職員の任用規則でやっております。毎年やっております職員の採用試験、その中で一般職の任期の定めのない職員として採用試験をやっていきたいというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

第2条の1項のところの関係ですけれど、任期を定めて採用するというので、それで5年という期限を切って採用するという事になっているということですが、その5年というのはこの条文の中には出てこないわけですね。それはその規則の中で、それを謳っていくということにするのかなというふうに思いますが、そこの確認ともう一つは5年という期限が経過したら再度同じ人物を採用するというようなことにはならないとこういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

5年の規定につきましては、条例の第1条に規定しております地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律のほうに規定してございます。採用につきましては、条例に委ねることとなっておりますので、法律に規定されていないことを本条例で規定するものです。期限につきましてはでございます。再度の任用につきましては、総務省通知で改めて適切な募集を行い競争試験または選考による能力の実証を経た上で、結果として再度同一の職に任用されることは妨げられないとしておりますので、5年が過ぎた時点で新たに公募を掛けて再度任用されることも可能であるというふうに書いてございます。また、県内でも南さつま市が今年、改めて募集をしたところ同一の方がなられておるようでございます。

○委員（山田龍治君）

各市、鹿児島市、鹿屋市、南さつま市ということで採用されているのは理解しました。この職員の方がいて、今現状、他市はどのようになっているのか、いたことで費用対効果がちゃんとあるのかどうか、お示しを頂きたいと思えます。

○総務課主幹（立野 博君）

そのような内容のことを他市に確認していました。鹿屋市に確認しましたところ、率直な話し相当助かっているという返答をもらったところでございます。専門的な立場からの整理の方向や手順の指導・助言がスピーディーに受けられているということで、職員への業務上の研修というか、その一助にもなっているということでもありました。訴訟になった場合に顧問弁護士のところ、主務課の言われた意見などを法的な整理をした上で、顧問弁護士に法律家同志の話しとしてつなげられるというようなそのようなこともございました。鹿屋市の相談件数を聞いてみましたところ、平成28年7月から平成30年2月の間で職員から相談が来たのが半年間で610件ぐらい気軽に職員が相談して、法的な考え方というのを聞かれているという現状でございました。

○委員（山田龍治君）

この800万円近い給与を払う中で少し納得がいけないのは仕事として、法関係の仕事にと努める。それ以外のことは職員としては、仕事は専任としてはしない。顧問弁護士はいらっしゃる、その中で給与をこれだけ払うことは正直どうなのかなと、いろいろな業務も絡めて法以外にも就ける仕事も兼ねてするべきじゃないかなと思えますけど、その辺の考え方はどうですか。

○総務課長（橋口洋平君）

費用対効果をなかなか図れないところなんですけれども、鹿屋市、南さつま市に聴いてみますとその例えば、その法律に興味のある職員が今でもいろいろ聴いてきて自分でも一生懸命勉強している職員が更にその弁護士さんがいることによって、いろんなアドバイスを受けて、更に業務以外の法的な部分も勉強ができるというような形で職員のスキルアップには間違いなく向上が期待できるというふうに考えているところでございまして、基本的にはやはり法律の専門であって、そういった判断もしていただきつつ、職員の資質向上の研修であったり先ほどありましたクレーム対策で割と長い時間掛かったりしますので、そういった形でそういった時間、クレームに対する時間とかの短縮もできるじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時03分」

「再 開 午前10時06分」

△ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案3件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第65号について意見はありませんでしょうか。

○副委員長（宮内 博君）

議論の中でも申し上げたんですけれども、今回、消防ポンプ自動車2台を購入するという案件でありますけれど、審査中でもこの明らかになったように昨年の8月の段階で1社から見積もりを取って、それを基にあるいはこれまでの入札結果を基にして価格を設定したということでありました。それで今後は改善していくということで述べられましたけれども、やはり特殊なこの構造を持つ車両ということになって非常に独占性が高まるそういうこの可能性を持っているというものでありますので、見積もりの段階からやはり複数の業者をきちんと見積りを取った上で価格を設定していくというようなことは今後、改善をぜひ進めていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第66号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第64号について、意見はありませんか。

ないようですので、これで議案3件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時09分」

「再 開 午前10時10分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第64号 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第64号、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第64号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第65号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第65号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第65号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第66号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第66号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第66号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（松元 深君）

だいま3件の議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

○委員長（松元 深君）

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前10時14分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありませんか。

○委員長（松元 深君）

先の打合せで、霧島市交通災害共済事業を調査すると決まっておりましたので、日程を決めたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時19分」

○委員長（松元 深君）

それでは、総務環境常任委員会の調査事項は、霧島市交通災害共済事業について、霧島市土地開発公社について、その他総務環境常任委員会の所管事項についてとし、議長に提出することによろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのように報告をさせていただきます。なお、日程については、7月12日木曜日を第1、7月13日金曜日を第2として、開会を9時からとして執行部と調整します。

△ その他

○委員長（松元 深君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（松元 深君）

ないようですので、以上で総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時22分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深